

## ジノテフランに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について（案）

1. 実施期間 平成28年11月16日～平成28年12月15日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. コメントの概要及びそれに対する食品安全委員会農薬専門調査会の回答

頂いた意見・情報の概要※	食品安全委員会農薬専門調査会の回答
<p><b>【意見 1】</b>        5分割したものを送信します。        (意見 1)        厚労省が設定した現行のジノテフランの食品別残留基準の資料では、TMD I 総量は、国民平均 2221、幼小児 1241.5、妊婦 1824.2、高齢者 2359.9 μg/人/日であり、貴委員会の農薬評価書における推定摂取量は、上の区分に対応して、868、408、713、1050 μg/人/日である。        残留基準設定に際しては、残留実態を反映させ、もっと低く設定するよう厚労省に申し入れられたい。</p> <p><b>[理由]</b>        1、残留基準が 2ppm を超える食品が多数あることは、安全・安心を求める消費者の意向にそぐわない。とくに、米、レタス、ねぎ、ほうれんそう、その他の野菜、りんご。ぶどう、かき、茶の寄与が高いことが気がかりであるとして、厚労省にパブコメ意見を述べたが、受け容れられなかった。        2、厚労省の残留基準、農薬評価書にある残留試験最大値及び農水省の調査に</p>	<p><b>【回答 1】</b>        (意見 1 及び意見 3 について)        食品安全委員会農薬専門調査会は、今回設定した一日摂取許容量 (ADI) 及び急性参考用量 (ARfD) に基づく適切なリスク管理が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。        いただいた文献情報等について、食品安全委員会農薬専門調査会は記載されている内容とジノテフランの摂取との直接的な関連が不明確であり、評価に用いることは困難と判断しました。        複合影響については、現段階では国際的にも評価手法として確立したものはなく、基礎的な検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えております。複数の農薬が同時に摂取された場合の人への健康影響について、FAO/WHO では、        ①100 倍の安全係数には、複数の化合物の暴露を受けた場合に起こりうる相乗作用も考慮されている。        ②相互作用については、農薬だけでなく人が暴露する可能性のある全ての化</p>

よる残留調査結果の事例を下記に示すが、残留基準も残留試験値も、残留実態より高すぎる。

食品名 残留基準 残留試験最大値  
農水省残留調査(2014年度)

レタス	25ppm	3.20ppm	0.03
しゅんぎく	20	12.7	14.80 (平均1.323)
ねぎ	15	8.37	0.36
ほうれんそう	15	9.43	0.29
こまつな	10	3.87	1.60
チンゲンサイ	10	3.94	0.77
にら	10	5.24	2.40
米	2	1.01	0.13

3、ジノテフラン単独の残留基準だけでなく、同じ作用をするアセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、チアクロプリド、チアメトキサム、ニテンピラム等を合わせたネオニコチノイド類として複合摂取した場合の基準の設定が必要である。

### (意見3)

ジノテフランだけの毒性評価だけでなく、他のネオニコチノイド類、さらには、ネオニコチノイドと同じく神経伝達経路に作用するコリン作動性物質である有機リン、カーバメートを含めた、複合毒性の評価をすべきである。

### [理由]

1、ネオニコチノイド系農薬は、日常的にヒトが取り込んでおり、複数のネオニコチノイド類が尿中に検出されている。

### [参考文献]

- Jun Ueyama et al. :J. Occupational Health, Vol. 56, p-461, 2014
- Kouji H. Harada et al. ;Plos One 2016/01/05 号

合物についての問題であり、その組み合わせは膨大となることから、非常に低いレベルでしか存在しない残留農薬の相互作用のみを特別の懸念として取り上げる必要はない。

とされています。

ご指摘いただいた残留基準値の設定については、厚生労働省に情報提供いたします。

2、ネオニコチノイドとともに、有機リンや、カーバメート及びその代謝物などが、ヒトの尿中に検出されている。

[参考文献]

- ・環境省のパンフ「日本人における化学物質のばく露量について」(2013-15)
- ・ Jun Ueyama et al. :Environ Sci Technol : Vol. 49 (24) :14522 (2015)
- ・ Aya Osakaet al. :Environmental Research Vol. 147, p-89 (2016)

3、ネオニコチノイドは人体中の代謝物も含め毒性評価すべきである。

[参考文献]

- ・池中良徳 ネオニコチノイド系農薬の生体への曝露実態 環境ホルモン学会第30回講演会テキスト (2016年6月)

(意見2)

ネオニコチノイドの、ミツバチやポリネーター、水生生物への悪影響が明らかになっているが、ヒトにおいても、ネオニコチノイドの発達神経毒性が懸念されていることに鑑み、当該毒性試験成績の詳細を公表し、再検討すべきである。

[理由]

1、農薬評価書において、p-76-77に、ラットの発達神経毒性試験の概要及び結果のまとめ一覧が、表74「各試験における無毒性量等」のp-86に記載されているだけで、『発達神経毒性は認められなかった』と結論されているが、その根拠となる試験データの詳細は不明である。文末にある参照152は未発表であり、参照157の内容は残留基準に関するものである。また、評価書p121にある参照154には、ジノテフラン原体のラットにおける発達神経毒性試験との表題なのに、本文には、示されていない。

(意見2について)

食品安全委員会農薬専門調査会幹事会で審議された剤のうち、公開で審議された農薬の審議資料（農薬抄録等）は食品安全委員会農薬専門調査会幹事会終了後に食品安全委員会事務局内において閲覧可能となっており、ジノテフランについても閲覧できます。

なお、当該農薬抄録は、公にすることにより試験成績所有者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある部分については、非公開としております。

いただいた文献情報等について、記載されている内容とジノテフランの摂取との関連が不明確であり、食品健康影響評価に用いることは困難と判断しました。

食品安全委員会農薬専門調査会は、ラットの発達神経毒性試験 [評価書12.(7)]において、児動物に検体投与の影響は認められなかったことから、発達神経毒性

2、貴委員会は、2011年に「ヒトの発達障害と農薬に関する情報収集調査」を公表しているが、ネオニコチノイド関連の論文等の調査はされていない。

[参考文献]

- ・木村-黒田純子 ネオニコチノイド系農薬の影響評価;作用機構と影響インパクト 環境ホルモン学会第30回講演会テキスト（2016年6月）

は認められないものと判断しました。また、同試験の参照番号について、152は149、157は154の誤りでした。御指摘いただきましてありがとうございました。

※頂いた意見・情報については、内容により分割を行いまとめていますが、原文のまま掲載しています。